

大磯町自治基本条例町民委員会の答申を受けての町の基本方針

1. はじめに

大磯町自治基本条例（以下「条例」という。）第 29 条による「条例」町民委員会の答申書が平成 29 年 3 月 28 日に提出されたことに伴い、それに対し町としての考え方を整理し、町の基本方針としてまとめる。

2. 基本的な考え方

すべての行政執行は、日本国憲法と地方自治法及びその関連法規の基本的法制の中にある。そして、答申の結果を受け、「条例」は町政において考え方が尊重されるべき理念条例である。

したがって、現時点では「条例」は改正しない。

3. 「条例」の「最高規範」について

「条例」前文と第 2 条に「最高規範」と定めているが、地方自治をわかりやすく把握するための表現である。今後、町政の中で混乱と誤解が生じないように「最高規範」は「条例」のみに使われるものとする。

町の他の条例との間に上位・下位といった優劣をつけるものではなく、条例、規則、要綱等を制定する際に、「条例」の理念と整合性を持つものとする。

4. 「条例」の現実的運用について

「条例」逐条解説等の関連資料を含め、現状に見合った慎重で適切な運用が求められているので、町民委員会の議論を参考に、次のとおり町（行政）として整理し、現実的で適切な運用を行うものとする。

- ① 「条例」の理念に沿って、町事業に対する町民参画は現状に見合った適切かつ慎重なものとし、可能な範囲とする。また、町（行政）が町民参画を求める場合は、事業ごとにその目的、時期、手順を明確にして町民にわかりやすく提示する。
- ② 現行憲法の下では、町民の代表は町議会議員であり、町民に選ばれた町長が事業を執行する。町民参画の成果を踏まえた政策形成の責任は町（行政）と議会にあり、民主的な多数決原理によって決定されたものを町民全体で共有し、尊重する。

5. 今後の対応について

当面はこの基本方針に従い、各事業の執行において町民参画の実績を積み上げるものとする。また、「答申書」で求められている「町民参画を求める場合のルールとなる運用基準」については、こうした実績を積み上げていく中で、その必要性も含め長期的に検討する。

6. 施行日について

この基本方針は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

【参考】 町民参画の「手順」の考え方

(1) 町民参画の「手法（意見を求める手段）」については、以下の中から町（行政）が決定するものとする。

- ① 委員会・審議会等の附属機関等における委員参加
- ② アンケートの実施
- ③ パブリックコメントの実施
- ④ 意見交換会、ワークショップ等の実施
- ⑤ その他

(2) 町民参画の意見を求めるための「町民範囲」については、以下の中から町（行政）が決定するものとする。

- ① 一般住民
- ② 地域住民
- ③ 関係住民
- ④ 学識経験者（町内の専門家）
- ⑤ その他

⇒ 町民参画を求める場合は、(1) 及び (2) を組み合わせ、町（行政）が事業ごとに適切な時期に実施する。

以上